

「リース取引に関する会計基準（案）」及び  
「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント

2007年1月29日  
(社)日本経済団体連合会  
経 済 第 二 本 部

(適用時期について)

会計基準（案）42項に記載の通り、「システム改訂に相応の時間を要するケースがあること、平成20年4月1日以後開始する事業年度は他の制度及び会計基準の適用が重なることから、平成20年4月1日以後開始する事業年度での適用が困難である場合も想定され、それらに対応する定めを設けるべき」である。

補足：平成20年度は、財務報告に係る内部統制報告制度、四半期報告制度、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」及び関連当事者との取引の連結ベースでの記載の開始時期であり、非常に実務負担が重く、混乱が生じる懸念がある。

(少額リース資産の判断基準について)

適用指針（案）34項(3)に関し、「300万円以下のリース取引」の判定について、現行の「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（公認会計士協会）六1(1)に記載の通り、「一つのリース契約に科目の異なる有形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額によりことができるものとする」旨の取扱いを明記すべきである。

以 上